

令和6年度市内企業・スタートアップ等による共創プロジェクト業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度市内企業・スタートアップ等による共創プロジェクト業務委託

2 目的

イノベーション拠点である「焼津 PORTERS」を軸に、以下の項目を一体的に進めること。

(1) 【地域発スタートアップ支援】

「スタートアップ」を身近に感じられない現状やスタートアップにチャレンジする機運が低い状態を変えるため、学生・社会人に対して起業家の知見共有の機会を提供し、デジタル人材の育成及び地元定着の流れを作る。

(2) 【プロジェクト創出支援】

スタートアップのためのプロジェクト創出として、「市内の地域資源（ミナミマグロ・焼津温泉）を活用したイノベーション」を促進するための実証実験を考案し、本市の特色を活かしたプロジェクト創出支援を行う。

(3) 【共創支援・人材育成】

市内複数の地域において形成されているコミュニティと自治体・民間等の支援者同士（学生を含む）の交流機会を創出し、拠点間の連携や支援体制の強化を図るとともに、次代を担う起業家の人材育成を行う。

3 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月28日までとする。

4 業務内容

受託者（以下「乙」という。）は、以下の業務を実施する。

(1) 地域発スタートアップ支援

市外スタートアップを呼び込むことを目的としたイベントの開催（東京都内のスタートアップ支援拠点での誘客イベント：1回）及び学生・社会人向けのスタートアップセミナー（本条第3項に定める「共創支援」の交流会と合わせて6回）を実施する。

(2) プロジェクト創出支援

焼津市ならではの地域資源（ミナミマグロ・焼津温泉）を活用し、それに関わる市内企業と市外企業・スタートアップと連携したプロジェクト（上記2つ分）の創出実現につながる「マッチングプログラム」を実施する。

(3) 共創支援・人材育成

「焼津 PORTERS」を拠点に、学生（特に高校生）が集う交流会を開催（本条第1項に定める「地域初スタートアップ支援の学生・社会人向けスタートアップセミナー」と合わせて6回）し、地域内での次代を担う起業家の創出促進をはじめ、スタートアップの機運醸成や知見共有を図ること。なお実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

・焼津市を含む関係団体（焼津商工会議所・大井川商工会・金融機関等）と連携すること。

(4) (1)～(4)を踏まえた次年度以降の事業展開検討

事業の成果を踏まえ、次年度以降の事業展開について検討して提案すること。

(5) 管理運営業務

ア 本事業の適切な管理・運営

焼津 PORTERS にスタートアップ窓口を開設し、定期的に利用者や焼津市内の事業者とコミュニケーションが取れる体制を整えること

イ 状況報告

調査状況等の進捗を市の求めに応じて報告すること。

ウ 業務完了報告

委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

(6) その他付随する業務

5 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

6 支払方法

市から受託者への委託料の支払いは、前金払いの方法により必要な資金を前渡しできるものとし精算の方法等は市の指示に従うこと。ただし、前金払いについては契約金額の2分の1以内の金額とする。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、当市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託しないこと。

(4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。